

番号	編・項目	頁	東京都意見	都担当局（庁）	羽村市対応欄
1	第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上	2-17	東京都防災(語学)ボランティアの要件から「70歳未満」を削除	生活文化局	意見の通り、「70歳未満」を削除します。 《防災(語学)ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)
2	第2部	2-258	・広域的なごみ処理体制については、都の災害廃棄物処理計画、多摩の共同組織を立ち上げることになっているため、都への協力を要請する前に、多摩地域での取組が求められているはずで、広域連携についての手順を再度整理させる必要があると思います。	環境局	羽村市災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の発生量が甚大で、広域的な災害廃棄物処理体制が必要な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の要請を検討するとともに、都との連携により迅速に処理する体制の構築を進めることとしていることから、広域的なごみ処理体制については、羽村市災害廃棄物処理計画及び今後策定する羽村市災害廃棄物対策マニュアルにおいて具体的に定めていくこととします。
3		追記(1点目の具体的箇所) 2-258 2-260 2-261	<p>■p2-258 1 ごみ処理事前対策 (2) 都の対策 ○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 ○ 広域的なごみ処理体制について、連携体制の構築を推進する。</p> <p>→羽村市の計画で、都内全域の処理体制の把握や協力体制の構築などについてまで言及する必要があるのでしょうか。広域での対応が必要な場合は、被災の規模等に応じて、その都度、都が判断すべきものだと思いますので、例えば、市単独での対応が困難な場合は、都と連携して対応する、都に相談する、などの表現に留めたほうが良いのではないかと、という趣旨です。</p> <p>■p2-258 2 がれき処理事前対策 (2) 都の対策 →上記と同様</p> <p>■p2-260 (2) がれき処理のスケジュール →都のスケジュールではなく、市のスケジュールを記載するのではないのでしょうか。</p> <p>■p2-261 (3) 発災直後から2週間までの作業行程 →上記と同様</p>	環境局	<p>2-258 ・「ごみ処理事前対策」、「がれき処理事前対策」における「都の対策」については、市が独自に都の対策を定めたものではなく、東京都地域防災計画に都の対策が定められていることから、羽村市地域防災計画においても同様の記載をしているものです。</p> <p>2-260 ・がれきのスケジュールについては、東京都地域防災計画より抜粋し、東京都及び区市町村のスケジュールを記載しており、羽村市としての具体的なスケジュールについては、羽村市災害廃棄物処理基本計画及び羽村市災害廃棄物対策マニュアルで定めていくこととします。</p> <p>2-261 ・発災直後から2週間までの作業行程については、東京都地域防災計画より抜粋し、東京都及び区市町村の作業行程を記載しており、羽村市としての具体的な作業行程については、羽村市災害廃棄物処理基本計画及び羽村市災害廃棄物対策マニュアルで定めていくこととします。</p>
4	第2部	2-262	・がれき処理の記述を見ると、全般的に最終処分に依存しているように見えますが、リサイクルを考えないと最終処分場の逼迫に拍車をかけることになると思います。	環境局	がれきの処理については、再利用、適正処理を基本とする旨を2-259ページに記載しており、リサイクルを推進することとしております。羽村市災害廃棄物処理計画においても、基本方針に「リサイクルの推進」を掲げ、災害時においても再資源化を徹底することとしており、今後策定する災害廃棄物対策マニュアルにおいてもリサイクルを推進し、最終処分場への負荷低減に向けた取組を盛り込むこととしています。

番号	編・項目	頁	東京都意見	都担当局（庁）	羽村市対応欄
5	第1部 総則 第4章 市及び関係防災機関の業務の大綱	1-20	第3節 東京都 東京都流域下水道本部 (1)流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2)仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 (3)災害時における下水道施設の復旧に係る他都市等の支援調整に関すること。 (理由) 関係防災機関に下水道局を追加頂きたい。 (記載事務は東京都地域防災計画(震災編)を踏まえたもの)	下水道局	意見の通り、追記します。 東京都流域下水道本部 (1)流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2)仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 (3)災害時における下水道施設の復旧に係る他都市等の支援調整に関すること。
6	第1部 総則 第5章 災害時の活動体制	1-31	2 災害対策本部の構成 (2)部及び班 上下水道部 上下水道本部班 上下水道業務課長 ① 災害対策本部及び東京都福祉保健局水道担当・東京都都市整備局・東京都下水道局との情報連絡に関すること (意見) 令和3年4月に公共下水道に関する指導事務が都市整備局から下水道局に移管されている。このため、災害時における貴市との連絡調整等は下水道局が担当することになり、該当する事務が無い場合は「都市整備局」を削除してはどうか。	下水道局	意見の通り、「東京都都市整備局」を削除します。 ① 災害対策本部及び東京都福祉保健局水道担当・東京都下水道局との情報連絡に関すること
7	第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現	2-137	2 下水道の応急対策 (2)応急対策 ④ 支援受け入れの検討 被災した自治体の体制だけでは困難な場合が多いため、多摩地域等の下水道事業関係者間の支援体制を整備する。 (理由) 下水道局は貴市からの支援要請を受け、多摩地域だけでなく、他道府県の自治体等からの支援調整を行うため。	下水道局	意見の通り、「等」を追記します。 ④ 支援受け入れの検討 被災した自治体の体制だけでは困難な場合が多いため、多摩地域等の下水道事業関係者間の支援体制を整備する。
8	第2部 震災対策 第10章 住民生活の早期再建	2-256	Ⅱ トイレの確保及びし尿処理 応急対策(発災後72時間以内) 1 トイレの確保及びし尿処理 (意見) ・本項の本文及び図中の「都」について、下水道局の所管は「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書」に基づくし尿受入・処理のみである。その他の業務(災害用トイレの確保、し尿収集車の確保等)は他局の業務のため、混同することがないよう、「東京都地域防災計画(震災編)」P585の(1)対策内容と役割分担に関する表を掲載するなど、局名が分かるよう記載頂きたい。また、該当する局を、第1部総則P1-20の関係防災機関にも記載してはどうか。	下水道局	トイレの確保及びし尿処理における都の業務については、「東京都地域防災計画(震災編)」に記載されている通り、都の複数の局が対応することは承知していますが、羽村市地域防災計画への記載については、煩雑になることから、一括した「都の業務」として現行の通りの記載とします。

番号	編・項目	頁	東京都意見	都担当局（庁）	羽村市対応欄
9	第5部 風水害対策 第4章 水防活動態勢	54	3 災害対策本部の構成 (2)部及び班 上下水道部 上下水道本部班 上下水道業務課長 ① 災害対策本部及び東京都福祉保健局水道担当・東京都都市整備局・東京都下水道局との情報連絡に関すること (意見) 令和3年4月に公共下水道に関する指導事務が都市整備局から下水道局に移管されている。このため、災害時における貴市との連絡調整等は下水道局が担当することになり、該当する事務が無い場合は「都市整備局」を削除してはどうか。	下水道局	意見の通り、「東京都都市整備局」を削除します。 ① 災害対策本部及び東京都福祉保健局水道担当・東京都下水道局との情報連絡に関すること
10	資料編 資料10 災害時に関する協定締結一覧	資-15	【民間団体等との協力】 ・「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」 (平成30年10月29日) 協定相手:東京都下水道局、多摩地域29市町村、 公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合 ※災害時における下水道管路施設の復旧に係る協力 ・「多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定」 (令和3年3月19日) 協定相手:東京都下水道局、多摩地域29市町村、 公益財団法人東京都都市づくり公社、 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部 ※災害時における下水道施設の復旧に係る技術支援協力 (理由) ・貴市は下水道施設の災害復旧に関し、民間団体等と上記協定を締結しており、追加頂きたい。	下水道局	意見の通り、下記の協定について追記します。 【民間団体等との協力】 ⑦「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」(平成30年10月29日) 協定相手:東京都下水道局、多摩地域29市町村、 公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合 ③「多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定」(令和3年3月19日) 協定相手:東京都下水道局、多摩地域29市町村、 公益財団法人東京都都市づくり公社、 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部 ※番号については、本追記により繰り下げ等の修正をします。
11	第2部 震災対策 第10章 住民生活の早期再建	2-254	○以下のとおり修正を希望する。 13 農林漁業関係者への融資 被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を迅速に実施する。 ○農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、または指導を行う。 ○都産業労働局は農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。 ○都産業労働局は、災害時において被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に関し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し、適切な指導を行う。 ○株式会社日本政策金融公庫は農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の貸付を行う。	産業労働局	意見の通り、修正します。 13 農林漁業関係者への融資 被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を迅速に実施する。 ○都産業労働局は農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。 ○株式会社日本政策金融公庫は農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の貸付を行う。

番号	編・項目	頁	東京都意見	都担当局（庁）	羽村市対応欄
12	第1部 総則 第5章 災害時の活動体制	2-21	避難支援等関係者の法令上の定義や、個別避難計画のところで記載いただいている避難支援等関係者の例示について、避難行動要支援者名簿の説明の中に入れた方が分かりやすいと思われます。	福祉保健局	避難支援等関係者については、2-22ページ及び2-26ページに例示をあげて記載しています。
13	第2部 震災対策 第2章 避難者対策	2-38	(3)福祉避難所①定義に要配慮者の例示が挙げられていますが、令和3年5月に改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府(防災担当))では「難病患者」の例示も記載されておりますので、「高齢者、障害者、乳幼児」に加え「難病患者」についての記載もご検討ください。	福祉保健局	意見の通り、修正します。 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、難病患者等）を受け入れる避難場所
14	第2部 震災対策 第2章 避難者対策 4 動物救護 (2) 業務手順	2-48	図右上枠内 「一般財団法人 ペット災害対策推進協会」はすでに解散しておりますので、削除願います。 また、図中央左側 「動物飼養状況の把握」の文字が見切れています。	福祉保健局	意見の通り、修正します。
15	第2部 震災対策 第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な施策 I 備蓄物資	2-62	復旧対策(発災後1週間目途) 3 水の安全確保 (2)各機関における取り組み 表中の実施主体の項にある、西多摩保健所を都(福祉保健局)としてください。 文言の修正をお願いします。 理由:食品衛生指導班と環境衛生指導班は、保健所ではなく「都(福祉保健局)」が編成する班であるため。	福祉保健局	意見の通り、修正します。
16	第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 第2節 具体的な施策 V ライフライン対策	2-127	予防対策 1 水道の安全対策 (1)水道施設の現況 ① 取水施設 ア 水源 表中の所在地を記載するかご検討ください。 表中に水源の所在地が記載されていますが、テロ対策等を考慮すると、所在地を記載しないという考え方もあるかと思えます。記載するかどうかも含めご検討ください。 (当該水源が給水拠点となりうる第1水源については、P2-56に所在地と説明がある。ためこのページから所在地をのぞいても応急給水に支障はないと推察されます。)	福祉保健局	意見の通り、所在地を削除します。
17	第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 第2節 具体的な施策 V ライフライン対策	2-128	予防対策 1 水道の安全対策 (1)水道施設の現況 ④ 配水施設 ア 配水施設 表中の配水池容量を確認してください。 令和3年3月31日現在の配水池容量の値が、同じ時点として報告されている水道統計の値(配水池:1池 3,450㎡、配水塔:3基 11280㎡)と異なっていますので確認をお願いします。	福祉保健局	羽村市地域防災計画では、配水池容量を「全容量」で表記していましたが、「有効容量」へ修正します。 ・第1配水場（配水池3,450、高架水槽1,730） ・第2配水場（4,100） ・第3配水場（5,450）

番号	編・項目	頁	東京都意見	都担当局（庁）	羽村市対応欄
18	第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策	2-210	医療救護班の業務に、 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務 とありますが、市医療救護班の活動に関して都と協議する理由と協議をする目的、意図を教えてください。	医療政策部	以下のとおり修正します。 ○ その他、市と協議の上必要と認められる業務
19	第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策	2-212	昨年7月に改訂した「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を踏まえ、令和3年に改訂した「東京都地域防災計画（風水害編）」の修正内容に合わせて、以下の内容に変更してはいかがでしょうか。（令和元年度に改訂した（震災編）は従来の内容のままですが、今回の改訂時には同様の内容に修正する予定です。） 「(5)在宅人工呼吸器使用者への対応」の1つ目の○の「災害時人工呼吸器使用者リスト」を「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」としてはいかがでしょうか？	福祉保健局	意見の通り、修正します。 ○市は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」などの情報を基に、保健所、事業者などと連携し、在宅人工呼吸器使用者の「災害時個別支援計画」の策定に努め、計画で定めた機関において安否確認を行う。
20	第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策	2-213	「(6)透析患者への対応」について、「都は日本透析医会等との連携により」との記載がありますが、平成30年1月に日本透析医会の東京都支部として東京都透析医会が発足し、都内の災害時透析医療ネットワークが一括化されました。そのため、「都は、東京都透析医会等との連携により」と修正いただけますでしょうか。	福祉保健局	意見の通り、修正します。 ○都は東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
21	第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策 第2節 具体的な施策 I 初動医療体制	2-214	復旧対策（発災後1週間目途） 1 防疫体制の確立 (2)各班の編成及び役割 表中の機関名の項にある、保健所等を都（福祉保健局）としてください。 文言の修正をお願いします。 理由：食品衛生指導班と環境衛生指導班は、保健所ではなく「都（福祉保健局）」が編成する班であるため。	福祉保健局	意見の通り、修正します。
22	第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策 第2節 具体的な施策 I 初動医療体制	2-215	復旧対策（発災後1週間目途） 1 防疫体制の確立 (7)各機関における取り組み 表中の実施主体の項にある、西多摩保健所を都（福祉保健局）としてください。 文言の修正をお願いします。 理由：食品衛生指導班と環境衛生指導班は、保健所ではなく「都（福祉保健局）」が編成する班であるため。	福祉保健局	意見の通り、修正します。
23	第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策 第2節 具体的な施策	2-215	復旧対策（発災後1週間目途） 1 防疫体制の確立 (7)各機関における取り組み 表中の対策内容の項7つ目を次のように修正してください。 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等生活環境の衛生の確保 理由：平成24年以前の都計画で使われていた表現が残っているようです。現在の記載内容に修正をお願いします。	福祉保健局	意見の通り、修正します。 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等、環境衛生の確保

番号	編・項目	頁	東京都意見	都担当局（庁）	羽村市対応欄
24	第2部 震災対策 第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進 Ⅱ 物資の輸送体制 1 輸送拠点の指定	2-63	広域輸送基地である多摩広域防災倉庫についても付記してください。	総務局総合防災部	意見の通り、追記します。 [陸上輸送基地] ▶ 多摩広域防災倉庫 （立川市緑町3256番地の5） ▶ 立川地域防災センター （立川市緑町3233の2外）
25	第2部 震災対策 第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進 1 物資の輸送 （1）都の調達物資・応援物資の輸送	2-65	立川地域防災センターから「多摩広域防災倉庫」へ修正してください（多摩広域防災倉庫をメインで使用するため）。 ※図表が都の地域防災計画で記載しているものと同じではありませんので、キャプションについて、「東京都地域防災計画より抜粋」から、「東京都地域防災計画を参照」に修正してください。	総務局総合防災部	意見の通り、修正します。
26	第5部 風水害対策 第5章 避難対策 第5節 要配慮者の避難体制	85	・水防法第15条 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設）等について、指定区域の変更や施設の設置状況等を踏まえ、今後必要な更新を行ってください。	総務局 総合防災部 防災計画課 総括ライン	意見の通り、今後修正（更新）する事案が発生した場合には、適時修正（更新）を行います。